

## 入札説明書

公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、7の(1)に掲げる者の説明を求めることができます。

1 公告日 令和5年2月8日(水)

### 2 競争入札に付する事項等

- |            |  |
|------------|--|
| 1 工事名      | 奈良養護学校 理科室・美術室空調機新設工事                              |
| 2 工事概要     | 特別教室2室への空調機新設工事一式                                  |
| 3 契約期間     | 契約締結日から令和5年3月31日(金) 予定<br>詳細は仕様書によります。             |
| 4 工事場所     | 奈良市七条町135番地 地内                                     |
| 5 落札者の決定方法 | 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。              |
| 6 入札保証金    | 奈良県契約規則(昭和39年奈良県規則第14号)第4条の規定によります。参加資格の確認により免除予定。 |
| 7 契約保証金    | 奈良県契約規則(昭和39年奈良県規則第14号)第19条の規定によります。               |
| 8 前払金      | 請求不可   |

### 3 入札方法

(1) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札金額内訳書の提出

要します。

入札金額内訳書の合計金額と入札金額が一致しない場合、その他記入内容に整合性がとれない場合は入札が無効となります。

### 4 仕様書の質問受付、及び空調機同等品確認受付

6の(1)の(ウ)で示す期日以内に、仕様書に係る質問と同等品申請を受け付けます。任意の書式により奈良県立奈良養護学校(7の(1)で示す場所)に持参ください。同等品については、カタログ等の説明資料を添付してください。

## 5 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、公告に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

6の(1)の(エ)で示す期日までに、以下(1)で示す競争入札参加資格確認申請を行う必要があります。奈良県立奈良養護学校(7の(1)で示す場所)に必要書類を提出しなければなりません。

(1)持参または書留郵便(簡易書留郵便を含む)による提出書類

- ① 競争入札参加資格確認申請書(別紙)
- ② 建設業法の規定による許可証の写し
- ③ 建設業法の規定による経営事項審査の有効期限を確認できるものの写し

## 6 入札日程等

(1) 入札日程

手続き等	期間・期日	場所・方法
(ア) 入札説明書及び仕様書の交付 (右記、学校HP「お知らせ」からダウンロードしてください。)	公告の日から 令和 5年 3月 1日(水)	奈良養護学校HPアドレス  <a href="http://www.e-net.nara.jp/sns/narayougo/index.cfm/1,0,52,html">http://www.e-net.nara.jp/sns/narayougo/index.cfm/1,0,52,html</a>
(イ) 仕様書等の紙閲覧	令和 5年 2月 10日(金) 午前9時30分～午後4時	7の(1)で示す場所
(ウ) 仕様書の質問受付及び空調機同等品確認	令和 5年 2月 14日(火) ～令和 5年 2月 15日(水) 午前9時30分～午後3時 任意の書式により持参	7の(1)で示す場所
(エ) 競争入札参加資格確認申請書の提出	令和 5年 2月 22日(水) 午後4時まで必着 持参または書留による郵送 (簡易書留郵便を含む)	7の(1)で示す場所
(オ) 競争入札参加資格確認審査結果通知	申請書受付後随時 令和 5年 2月 24日(金) 午後4時まで(最終)	FAX及び電話により通知します
(カ) 現地確認 ※入札説明会ではありません。	令和 5年 2月 10日(金) ～ 令和 5年 2月 13日(月) 原則、午後3時30分～午後5時 ※時間調整します	前日までに学校へ連絡の上、調整された日時にご来校ください。 (事務長まで事前連絡要) TEL:0742-34-2671

(キ)仕様書の質問、同等品確認に対する回答	令和 5年 2月 16日 (木) (予定)	連絡先担当者へ回答すると共に、仕様書に対する回答は、学校のHP「お知らせ」欄に掲載します
(ク)入札書及び入札金額内訳書の提出	(エ)の競争入札参加資格確認審査結果通知を受けた日から 令和 5年 3月 2日 (木) 10時まで <u>書留郵便（簡易書留郵便を含む）に限ります。</u>  ※入札書は二重封筒とし、表封筒に「奈良養護学校 理科室・美術室空調機新設工事入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書と内訳書を入れ、直接提出する場合と同様、封印等の処理をしてください。	送付先 <u>〒630-8051 奈良市七条町 135 番地</u> <u>奈良養護学校 校長 宛</u>  ※入札日付は入札書作成日として、代表者氏名により作成、押印をしてください。 <u>委任は不可</u> とします。 封入の前に代表者印の押印等をご確認ください。
(ケ)開札	令和 5年 3月 2日 (木) 午前10時30分予定 <u>なお、全ての入札参加者の入札書が提出された場合は、開札日時を早めることがあります。</u> <u>(その場合、全ての入札参加者へ、事前連絡をします)</u>	開札場所：奈良市七条町 135 番地 奈良養護学校 内

(2) 入札書の取消し等

入札書を提出した後に、引き換え、変更することはできません。また、入札を希望しなくなった場合は、開札の日までに「入札辞退届」を7の(1)で示す場所に提出してください。

なお、この場合には本件の入札には、以後参加できません。

(3) 入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。

7 問合わせ先、書類受付等

(1) 〒630—8051 奈良市七条町135番地

奈良県立奈良養護学校 事務室（事務長） 電話：0742—34—2671

FAX：0742—27—2985

## 8 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者など）に該当する者であるときは、免除します。

## 9 契約書作成の要否等

- (1) 要します。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

従って、8で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。

## 10 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、6の(3)のとおり、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (3) 再度入札（2回目）の開札で落札者がいない時は、再度入札（2回目）で最低価格を提示した者と随意契約の交渉を行う場合があります。

## 11 公契約条例に関する遵守事項

平成27年4月1日に奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）が施行されました。本工事を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注してください。

- ① 奈良県公契約条例の趣旨に則り、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本工事を適正に履行すること。
- ② 本工事の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

- ③ 本工事の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本工事の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

## 1.2 その他

- (1) 本件に要する一切の費用は落札者の負担とし、競争価格に含むものとします。
- (2) その他詳細については、仕様書のとおりです。